

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>Ⅲ-2-17-1 ソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢整備</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>ソルベンシー・マージン比率の計算には、多くの見積りや判断（エキスパート・ジャッジメントを含む。以下、Ⅲ-2-17において同じ。）の要素が含まれるため、その適切性を確保するためには、業務部門（収益部門、収益管理部門及び商品開発部門を含む。）から独立した統制機能（注）のうち、ソルベンシー・マージン比率の検証に関わる、保険数理及びリスク管理の専門性を有する統制機能（以下、ESR関連統制機能という。）の役割が重要となる。</p> <p>上記を踏まえ、保険グループ及び保険会社のソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢のモニタリングに当たっては、以下のような着眼点に基づき、検証することとする。</p> <p>（注） リスク管理、保険数理、コンプライアンスの観点から、業務部門に対するモニタリングを行う機能及び内部監査機能等をいう。以下同じ。また、「機能」とは、特定の活動を行うために権限を付与された主体を指す。個人・部門等の形式を問わず、また複数の部門に跨って権限が配分され全体として一つの機能を構成する場合もある。</p> <p>① ESR関連統制機能（グループベースのESR関連統制機能を含む。以下同じ。）の責任者の選任</p> <p>保険グループ及び保険会社において、ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「保険負債の検証責任者」（グループベースにおいてはグループ保険数理機能の責任者を指すものとする。）という。）及びソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証の責任者（以下、「ESR全体の検証責任者」という。）を選任しているか。また、選任のためのルール及びプロセス（独立</p>	<p>（新設）</p>

性・適格性の継続的な評価を含む。)を適切に文書化し、必要に応じて見直されているか。

② ESR関連統制機能の責任者の適格性

ESR関連統制機能による検証が有効に機能するためには、その責任者がソルベンシー・マージン比率の計算に関して、検証や経営陣への必要な提言ができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していることが必要であることから、①の選任にあたって、「ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言ができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。

ア. ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言ができる知識及び経験

保険負債の検証責任者は、保険業法等の関連諸規制や監督指針で示しているソルベンシー・マージン比率に関する内容を理解し、必要な検証及び提言を実施するに足る知識・経験、並びに業務部門から独立した立場から、その職務の執行に係るリスクの特定、評価、監視、軽減及び報告を通じて保険会社の健全かつ適切な運営を確保するための役割を果たすに足る保険数理に関する十分な知識・経験を有しているか。

また、ESR全体の検証責任者は、保険業法等の関連諸規制や監督指針で示しているソルベンシー・マージン比率に関する内容を理解し、必要な検証及び提言を実施するに足る知識・経験、並びに業務部門から独立した立場から、その職務の執行に係るリスクの特定、評価、監視、軽減及び報告を通じて保険会社の健全かつ適切な運営を確保するための役割を果たすに足るリスク管理に関する十分な知識・経験を有しているか。

加えて、保険負債の検証責任者は、日本アクチュアリー会の正会員又はこれに相当する外国の保険数理に関する資格を保有する

者であって、日本アクチュアリー会が公表する『「保険負債の検証責任者」の適格性に関するフレームワーク』に例示される能力・資質及び各社固有の事情等を勘案して選任されているか。

イ. 十分な社会的信用

(ア) 反社会的行為に関与したことがないか。

(イ) 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。

(ウ) 金融商品取引法等我が国の金融関連法令若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

(エ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

(オ) 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。

(カ) 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。

(キ) 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

③ ESR関連統制機能及びその責任者の権限・独立性

以下の着眼点に基づき、保険グループ及び保険会社のESR関連統制機能が、その業務を遂行するに足る権限及び独立性が確保されてい

るか。

ア. ESR関連統制機能の権限及び責任は取締役会（外国保険会社等及び免許特定法人の場合にあっては、日本における代表者。以下、Ⅲ-2-17-1において同じ。）によって承認されたものであるか。

イ. ESR関連統制機能の権限、責任及び独立性に関する社内規定が整備されており、必要に応じて見直されているか。

ウ. ESR関連統制機能は、適切な権限を有する責任者及び責任者以外の者から構成されているか。なお、当該適切な権限には、ESR関連統制機能の責任者が組織・グループ内の者に制限されることなく取締役会等（権限が適切に委任されている等により、その会議体への報告が実質的に取締役会への報告と同等の効果を有する取締役会以外の会議体を含む。外国保険会社等及び免許特定法人の場合にあっては、日本における代表者。以下、Ⅲ-2-17-1において同じ。）へ直接報告できる権限が含まれることに留意すること。

エ. ESR関連統制機能の責任者は、業務部門（収益部門、収益管理部門及び商品開発部門を含む。）から独立した者が選任されているか。なお、当該責任者の独立性の評価にあたっては、当該責任者の属する部門のみに着目して評価せず、選解任権、指揮命令系統及び業績評価・報酬の枠組み等に基づいて実質的に評価すべき点に留意すること。

オ. ESR関連統制機能を構成する、責任者以外の者について、業務部門との兼任を妨げるものではないが、当該業務部門への牽制機能を果たすに足る客観性と十分な要員及び時間が確保されるよう配慮されているか。

カ. 統制機能間で利益相反の関係を有していないか。また、利益相反が生じる場合において適切に経営陣によって解決されているか。

キ. 保険計理人以外の者が保険負債の検証責任者である場合であ  
って、保険計理人がグループ保険数理機能（経営管理会社におい  
て、グループ内会社を統括しグループ全体における保険数理に関  
する事項の適切性を確保する機能）の一部の役割を担う場合にお  
いて、これらの者がグループ保険数理機能として一体的に有効に  
機能するよう保険負債の検証責任者の役割が定義されているか。

ク. ESR全体の検証責任者及び検証責任者以外の当該検証を担う者  
は、グループ保険数理機能又はグループリスク管理態勢の構成要  
素として位置付けられているか。

ケ. ESR全体の検証責任者と保険負債の検証責任者を兼任する場  
合、実施した検証について、リスク管理部門の責任者と適切な連  
携が行われているか。

コ. 保険グループ又は保険会社の規模や特性に応じて、各統制機  
能に求められる能力や経験の違いに着目した態勢整備を行ってい  
るか。（これには、保険数理とリスク管理の領域において求められ  
る能力や経験が違うことに起因して、例えば、両者の部門を分け  
る等の対応を行うことも考えられる。）

#### ④ 検証結果の報告

ソルベンシー・マージン比率に関連する検証結果が取締役会に報  
告されているか。（具体的な検証項目については、「(2) ソルベンシ  
ー・マージン比率の検証に関する報告書の作成」を参照。）

また、取締役会への報告にあたって情報を要約する場合は、意思  
決定に影響を与えうる重要な情報が省略されていないか。

#### ⑤ ソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢整備に 係る開示

「保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号二等の規定に基  
づき保険業法第三百十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会  
社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべ

き事項等について金融庁長官が別に定める件」(令和 年 月 日金融庁告示第 号)第2条第3項第2号(同告示第3条第3項第2号において準用する場合を含む。)に規定する「ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要」の開示にあたっては、「Ⅲ-2-17-1 ソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢整備」で示す着眼点等を踏まえたソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢整備に係る取組み等について開示されているか。

(2) ソルベンシー・マージン比率の検証に関する報告書の作成

法第 128 条、法第 200条、法第 226 条及び法第271条の27に基づく報告徴求を通じて、保険会社及び保険持株会社が提出するソルベンシー・マージン比率の検証に関する報告書の作成にあたっては、以下の点に留意すること。(ただし、地震保険に関する法律第2条第2項(定義)に規定する地震保険契約のみを引き受ける損害保険会社を除く。)

① 保険負債の検証責任者は保険負債の検証に関する報告書を作成し、取締役会等に報告しているか。また、ESR全体の検証責任者はソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書を作成し、取締役会等に報告しているか。

② 連結業務報告書を作成し、経営管理会社である保険会社及び保険持株会社においては、グループ保険数理機能の責任者は連結ベースの保険負債の検証に関する報告書を作成し、取締役会等に報告しているか。また、グループベースのESR全体の検証責任者は連結ベースのソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書を作成し、取締役会等に報告しているか。

③ 保険負債の検証に関する報告書には以下が含まれているか。

ア. 保険負債の検証結果

(ア) 保険負債(再保険回収額を含む。以下、Ⅲ-2-17-1において同じ。)が適切に計算されているかどうかの検証に関する

全体的な結論

(イ) 保険負債が、ソルベンシー・マージン比率告示第3章第2節第2款「現在推計」、同節第3款「割引率」、同節第4款「MOCE」、同節第5款「資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約」及び同章第3節「再保険回収額」の規定に準拠しているかどうかの評価結果並びに準拠していない項目がある場合はその内容

(ウ) 数値に関する重要な誤りや、計算にあたっての重要な課題及び計算プロセス等に関する重要な不備

(エ) (ウ)に対する改善提案

(オ) 保険負債の計算の際に行った推計に関する不確実性の源泉と程度（起こり得るシナリオを参照した潜在的な不確実性の説明を含む。）

イ. 前事業年度からの主な変更点

(ア) 検証責任者及びその他ガバナンス態勢に関する変更点

(イ) モデル及びその他の保険負債の計算方法に関する変更点

(ウ) 過去認識された課題及び不備への対応としての変更点

ウ. 経営陣との議論の内容

(ア) 議論を行った経営陣の役職名・会議体名

(イ) 保険負債の検証に関する報告書に関して経営陣と行った議論の内容

(ウ) 改善提案が経営陣に承認されたかどうかの詳細

(エ) これまでの経営陣との議論において承認された改善提案に関する現在までの進捗状況

(オ) 保険負債の検証に関する報告書又はその要約の、取締役会への報告日又は取締役会による承認日

エ. 保険負債の計算及び検証プロセス

以下のプロセスに関する業務内容、実施者及び利用しているイ

ンフラの概要等の情報

(ア) 現在推計等（現在推計、MOGE、資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額及び再保険回収額をいう。）の計算に用いるデータに関連するプロセス

(イ) 現在推計等の計算に用いる計算手法及びモデルに関連するプロセス

(ウ) 現在推計等の計算に用いる前提条件に関連するプロセス

(エ) 現在推計等の計算の実行及び計算結果の検証に関連するプロセス

オ. 重要な情報及び重要な判断に関する検証

(ア) 現在推計等の額に重要な影響を与える要素（リスクドライバ及び前提条件を含む。）

(イ) 現在推計等の計算に行った重要な判断及び当該判断の妥当性に関する評価（プロポーショナルリティ原則の適用を含む。）

カ. データ品質

(ア) 現在推計等の計算に用いたデータ、データに関する統制並びにデータの正確性、完全性及び適切性をどのように確保したかの概要

(イ) データに内在する主要な不確実性又は限界（例えば、目的適合性、異なる時点間の整合性、適時性、IT システム、個別の保険契約データ及び過去データの利用可能性等）及び現在推計等の計算の際に当該不確実性又は限界に対して講じた措置の概要

(ウ) 金融市場から得られる関連情報や保険引受リスクに関する一般に利用可能なデータが、現在推計等の評価にどのように組み込まれているかの概要

キ. 計算手法及びモデル

(ア) リスクの主要なドライバー及び商品の内容・管理方法を踏まえた現在推計の計算に用いた手法・モデル及びその妥当性。なお、少なくとも以下の観点（該当があるものに限る。）を含めているか。

- a. 現在推計の計算に含まれる将来キャッシュフローの要素
- b. リスク特性を踏まえた将来キャッシュフローの予測におけるグループ化
- c. 再保険回収額の計算方法
- d. 保険契約の認識及び契約の境界線の取扱い
- e. 将来の裁量給付及びマネジメント・アクションの取扱い
- f. 採用した簡便法（下記の（ウ）に該当するものは除く。）

(イ) 現在推計の計算に用いた通常の市場慣習ではない手法及び当該手法を選択した妥当性

(ウ) データが不十分なために信頼性の高い保険数理の手法が適用できない保険契約の現在推計の計算に用いた手法及び当該現在推計の計算に用いた近似の妥当性

(エ) 保険契約に含まれる保証とオプションの計算に用いた手法及びモデルの妥当性

(オ) 現在推計の計算に用いた IT システムが、保険数理の手法又は統計的手法を十分にサポートしているかどうかの概要

(カ) 現在推計の計算結果が手法又はモデルによって異なる場合、複数の手法又はモデル毎の結果の主要な差異及び当該差異に対する考察

(キ) 前事業年度に用いた手法からの主要な変更、当該変更の妥当性及び保険負債への影響額

ク. 前提条件

(ア) 現在推計の基礎となる主要な前提条件並びにその決定に用いたデータ及び手法の妥当性（なお、過去データでは捉えら

れていない事象を含めた期待される将来の状況の評価を踏まえることとする。)

(イ) 前事業年度に用いた前提条件からの主要な変更、当該変更の妥当性及び現在推計への影響額

(ウ) 前提条件の決定の際に行った重要な判断の妥当性

ケ. MOCE

将来の所要資本の推計(ランオフ・パターンを使用する場合は、その設定方法を含む。)の妥当性に関する評価(評価内容及び評価結果を含む。)

コ. 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約

資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約に関する規定に準拠しているかどうかの評価(評価内容及び評価結果を含む。)

サ. 変動要因分析

前事業年度の現在推計と比較した場合における主要な変動要因とその影響額。主要な変動要因には、例えば、新契約の影響、予測と実績の差異、計算手法の変更及び前提条件の変更等が含まれる。

シ. 現在推計と実績の比較

(ア) 前事業年度の現在推計と実績の比較に用いたプロセスの概要及び当該プロセスの有効性に関する懸念

(イ) 前事業年度の現在推計と実績の比較における発見事項並びに当該発見事項から導かれた現在推計の計算に用いたデータ、手法及び前提条件に関する結論

(ウ) 実績が前提条件から著しく乖離している領域及びその要因(例えば、基礎となる実績のボラティリティから生じた乖離、用いたデータ、手法及び前提条件の妥当性に関する乖離等)

ただし、損害保険契約に関しては、重要性がないと認められる場合を除き、未経過責任に係る現在推計と既経過責任に係る

現在推計を区分しているか。

ス. 感応度分析

現在推計の基礎となる主要な各前提条件に対する現在推計の感応度分析の結果。なお、前提条件には経済前提（例えば、金利及び為替等）及び非経済前提（例えば、保険事故発生率、事業費率及び解約・失効率等）が含まれ得る。

セ. 認識された課題及び不備並びに改善策等

(ア) 認識された課題及び不備の内容

(イ) (ア)に係る課題及び不備が保険負債に対して与える影響の評価（重要性及び緊急性等に加え、これらを踏まえた保険負債の適切性に与える影響の評価を含む。）

(ウ) 経営陣への改善提案

(エ) 過去の課題及び不備並びにそれらに関する改善提案への対応状況の確認結果

ソ. 検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況

(ア) 保険負債の検証責任者の所属、役職及び氏名

(イ) 当該検証責任者の業務部門（収益部門、収益管理部門及び商品開発部門を含む。）からの独立性及び検証担当者の客観性をどのように確保したかに関する情報

(ウ) 当該検証責任者及び検証担当者が妥当な知識と経験を有していること並びに検証に必要な権限及び要員が確保されているかに関する情報

(エ) 独立性・適格性に関する社内規定等への準拠性に関する当該検証責任者の評価

④ ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書には以下（外国保険会社等及び免許特定法人の場合にあっては、セを除く。）が含まれているか。ただし、保険負債に関連・起因するものは、適宜保険負債の検証に関する報告書の該当箇所を参照すること

で足りる。

ア. 報告書が対象とする検証の範囲

(ア) 選択適用可能なものの利用状況（例えば、内部モデル手法、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法、金利リスクに係る内部割引率手法、子会社株式に係る特例手法等）

(イ) ESR全体の検証責任者及び検証担当者による検証の範囲

(ウ) 他の機能等（例えば、保険負債の検証責任者、内部監査部門等）の検証に依拠した範囲

イ. ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証結果

(ア) ソルベンシー・マージン比率が適切に計算されているかどうかの検証に関する全体的な結論

(イ) ソルベンシー・マージン比率が保険業法等の関連諸規制に準拠しているかどうかの評価結果及び準拠していない項目がある場合はその内容

(ウ) 数値に関する重要な誤り、計算にあたっての重要な課題及び計算プロセス等に関する重要な不備

(エ) (ウ)に対する改善提案

(オ) ソルベンシー・マージン比率の計算の際に行った推計に関する不確実性の源泉と程度（起こり得るシナリオを参照した潜在的な不確実性の説明を含む。）

ウ. 前事業年度からの主な変更点

(ア) 検証責任者及びその他ガバナンス態勢に関する変更点

(イ) 選択適用可能なもの（ア.（ア））の利用状況に関する変更点

(ウ) 経済価値ベースのバランスシートの作成方法、所要資本の計算方法その他モデル等に関する変更点

(エ) 過去認識された課題及び不備への対応としての変更点

エ. 経営陣との議論の内容

(ア) 議論を行った経営陣の役職名・会議体名

(イ) ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書に関して経営陣と行った議論の内容

(ウ) 改善提案が経営陣に承認されたかどうかの詳細

(エ) これまでの経営陣との議論において承認された改善提案に関する現在までの進捗状況

(オ) ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書又はその要約の、取締役会への報告日又は取締役会による承認日

オ. 計算及び検証プロセス

以下のプロセスに関する業務内容、実施者及び利用しているインフラの概要等の情報（少なくとも、適格資本に関するプロセスと所要資本に関するプロセスとに分けて記載しているか。）

(ア) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いるデータに関連するプロセス

(イ) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いる計算手法及びモデルに関連するプロセス

(ウ) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いる前提条件に関連するプロセス

(エ) ソルベンシー・マージン比率の計算の実行及び計算結果の検証に関連するプロセス

カ. 重要な情報及び重要な判断に関する検証

(ア) ソルベンシー・マージン比率の計算に重要な影響を与える要素

(イ) ソルベンシー・マージン比率の計算の際に行った重要な判断及び当該判断の妥当性に関する評価（プロポーショナルリティ原則の適用を含む。）

キ. 所要資本に関する検証（いずれも以下の手法等を適用又は反映している場合に限る。）

（ア） 内部モデル手法に基づく所要資本の計算及び統合の検証結果の確認

（イ） 内部モデル手法に係る承認の基準（ソルベンシー・マージン比率告示第167条から第172条まで）への適合状況の評価

（ウ） 保険負債の検証責任者による生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法及び損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の検証結果の確認

（エ） 金利リスクに係る内部割引率手法の承認の基準（ソルベンシー・マージン比率告示第108条）の適合状況の評価

（オ） マネジメント・アクションに関する検証

a. 認識しているマネジメント・アクションの内容

b. ソルベンシー・マージン比率告示第46条の規定の趣旨を踏まえた検討の内容及びマネジメント・アクションを考慮することの妥当性に関する評価

（カ） リスク削減手法に関する検証

ク. 会計上のバランスシートから評価替えを行った項目の検証

③カ. からク. までに準じて、以下の観点での検証結果

（ア） データ品質

（イ） 計算手法及びモデル

（ウ） 前提条件

ケ. 所要資本の変動要因分析

（ア） 所要資本の変動の要因分析

（イ） 変動が妥当であるかの評価（資産負債管理の状況やエクスポージャーの変動に基づく要因等でその変動が説明可能であり、特定できない要因による重要な変動がないことを確認できたかに関する評価。）

コ. 適格資本の変動要因分析

(ア) 少なくとも以下の要因に分解した適格資本の変動の要因分析

a. 新契約による影響（損害保険会社においては、「b. 非経済前提の変動による影響」に含めることができる。）

b. 非経済前提の変動による影響

c. 経済前提の変動による影響

d. 資本取引による影響

(イ) 変動が妥当であるかの評価（その変動要因が説明可能であり、特定できない要因による重要な変動がないことを確認できたかに関する評価。）

サ. 感応度分析

ソルベンシー・マージン比率の計算の基礎となる主要な各前提条件に対するソルベンシー・マージン比率、所要資本及び適格資本の感応度分析の結果。なお、前提条件には経済前提（例えば、金利及び為替等）及び非経済前提（例えば、保険事故発生率、事業費率及び解約・失効率等）が含まれ得る。

シ. 保険負債の検証結果の確認

(ア) 保険負債の検証責任者の所属、役職及び氏名

(イ) 検証範囲及び検証内容の概要

(ウ) 保険負債の検証にあたり検証方法等が社内規定等で定められている場合は、当該準拠した規定

(エ) 検証の結論

(オ) 認識された重要な課題及び不備の内容

(カ) 上記（イ）から（オ）までを踏まえて保険負債の検証結果等がソルベンシー・マージン比率に与える影響についてのESR全体の検証責任者の評価

ス. ITシステムを含む内部統制の整備及び運用状況の評価

(ア) ソルベンシー・マージン比率に関する内部統制の全体像に関する記述

(イ) ソルベンシー・マージン比率に関する重要な内部統制に関する記述

(ウ) ソルベンシー・マージン比率に関する内部統制に対する整備及び運用状況の評価結果

(エ) 認識された重要な課題及び不備の内容

他の機能等の検証に依拠している場合には、当該他の機能等によって実施された業務の確認結果に基づき(ア)から(エ)までに相当する内容を記載することで足りる。

セ. 外部監査人による経済価値ベースのバランスシートの検証結果

(ア) 外部監査人の実施した業務の概要(検証対象及び準拠した指針等)

(イ) 外部監査人の意見の内容

(ウ) 認識された重要な誤り、課題及び不備等の内容

ソ. 認識された課題及び不備並びに他の機能や外部監査人からの指摘への評価及び対応

(ア) 認識された課題及び不備の内容

(イ) 他の機能等が指摘する課題及び不備の内容

(ウ) (ア)及び(イ)に係る課題並びに不備がソルベンシー・マージン比率に対して与える影響の評価(重要性及び緊急性等に加え、これらを踏まえたソルベンシー・マージン比率の算出全体の適切性に与える影響の評価を含む。)

(エ) 経営陣への改善提案

(オ) 過去の課題及び不備並びにそれらに関する改善提案への対応状況の確認結果

タ. 検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況

- (ア) ESR全体の検証責任者の所属、役職及び氏名
- (イ) 当該検証責任者の業務部門（収益部門、収益管理部門及び商品開発部門を含む。）からの独立性及び検証担当者の客観性をどのように確保したかに関する情報
- (ウ) 当該検証責任者及び検証担当者が妥当な知識と経験を有していること並びに検証に必要な権限及び要員が確保されているかに関する情報
- (エ) 独立性・適格性に関する社内規定等への準拠性に関する当該検証責任者の評価

⑤ 連結ベースの保険負債の検証に関する報告書の内容は、③の単体ベースの記載項目と同様としつつ、以下の点も記載又は考慮されているか（単体ベースのソルベンシー・マージン比率の計算において、ソルベンシー・マージン比率告示第7章第1節の規定に基づき、子会社株式に係る特例手法を適用している場合を含む。）。なお、ソルベンシー・マージン比率告示第7章第2節第2款に規定する「控除合算手法」を適用する会社にあつては、同告示第181条に基づき作成した原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートにおける保険負債だけでなく、控除合算手法を適用しない場合の経済価値ベースのバランスシートにおける保険負債も検証の対象に含めるものとする。

ア. 保険負債の検証結果

検証対象の保険負債の金額が連結ベースの保険負債に対して十分網羅的であることの確認結果

イ. 単体ベースの「オ. 重要な情報及び重要な判断に関する検証」から「コ. 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約に関する事項」までに相当する連結ベースの項目

原則として、グループ保険数理機能が実施した海外保険子会社等の保険負債等に関する検証結果を記載することとするが、グル

ープ全体の保険数理に関する方針に沿って各子会社が対応していることを、各子会社の保険負債の検証に関する報告書又はそれに準ずる報告書（例えば、海外子会社が現地規制に基づき作成した Actuarial Function Report等）に基づきレビューした結果の要約を記載することで代替することができる。

ウ. 単体ベースの「サ. 変動要因分析」から「ス. 感応度分析」までに相当する連結ベースの項目

（ア） 子会社毎の保険負債の分析結果（子会社毎の保険負債の検証に関する報告書又はそれに準ずる報告書における各項目の内容をグループ保険数理機能がレビューした結果とすることができる。）

（イ） 連結ベースの保険負債の分析結果

エ. 認識された課題及び不備並びに改善策等

子会社毎の課題及び不備並びにその改善策に関する評価

オ. 検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況

（ア） 連結ベースの検証における検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況

（イ） 子会社自身の検証結果等を連結ベースの保険負債の検証にあたって利用する場合における当該子会社の検証責任者及び検証チームの独立性・適格性の充足に関する概要

⑥ 連結ベースのソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書の内容は、④の単体ベースの記載項目と同様としつつ、以下の点も記載又は考慮されているか（単体ベースのソルベンシー・マージン比率の計算において、ソルベンシー・マージン比率告示第7章第1節の規定に基づき、子会社株式に係る特例手法を適用している場合を含む。）。なお、ソルベンシー・マージン比率告示第七章第二節第二款に規定する「控除合算法」を適用する会社にあつては、控除合算法を適用した場合のソルベンシー・マージン比率及

びその構成要素だけではなく、控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率及びその構成要素も検証の対象に含めるものとする。

ア. 報告書が対象とする検証の範囲

連結の範囲の適切性の確認結果、検証対象の適格資本及び所要資本の金額がグループ全体の観点から十分網羅的であること  
の確認結果

イ. 単体ベースの「カ. 重要な情報及び重要な判断に関する検証」から「ク. 会計上のバランスシートから評価替えを行った項目の検証」までに相当する連結ベースの項目

子会社毎のソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書若しくはそれに準ずる報告書における各項目の内容をレビューした結果又は経営管理会社が実施した海外保険子会社等に関する検証結果及びグループ全体としての検証結果

ウ. 検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況

(ア) 連結ベースの検証における検証責任者及び検証チームの独立性・適格性要件の充足状況

(イ) 子会社自身の検証結果等を連結ベースのソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証にあたって利用する場合における当該子会社の検証責任者及び検証チームの独立性・適格性の充足に関する概要